

多気町移住定住促進補助金について

多気町では人口の減少を抑制し、定住による地域の活性化を図るために、住宅の新築、中古住宅(空き家バンクも含む)に対する定住促進補助金を交付します。

1. 補助の対象となる方

次の要件を満たす方

- (1) 住宅を新築、中古住宅を購入、中古住宅を購入しリフォーム工事を行った方
- (2) 補助金の交付申請した日において、申請した方の年齢が20歳以上45歳未満で配偶者の居る方またはひとり親の方。
- (3) 住宅の所有者である方(共有名義の場合は持分1/2以上、又は持分が1/2の方が2名の場合は、どちらか一方)
- (4) 購入した住宅で、7年以上居住出来る方
- (5) 世帯全員が市区町村民税を滞納していない方
- (6) 申請した日において、町外に対象世帯全員が3年以上居住していた方、もしくは町外へ3年以上居住し、町内へ転居してから2年以内の方
- (7) 7年未満に転居・転出した場合は、補助金の返還に同意出来る方
- (8) 多気町へUターンされる方

※出生後初めての住民登録地が多気町であり、そこから継続して10年以上多気町へ住んでいた方

上記要件を満たす方について

- (1)～(7)の要件をすべて満たす方は、2. 補助金の額の表A区分
 - (1)～(8)の要件をすべて満たす方は、2. 補助金の額の表A区分+B区分
- ただし、次のいずれかに該当する方は除きます

- (1) 過去に、この補助金を受けたことのある方
- (2) 転入や転居を伴わずに、町内で住宅を新築、中古住宅購入、中古住宅を購入しリフォーム工事を行った方

【補助対象者チェック表】

・現在、20歳以上45歳未満かつ配偶者の居る方またはひとり親の方。	NO →
↓ YES	
・町外に住居が3年以上あり、町内に転居して2年以内である。	NO →
↓ YES	
・住宅の新築、中古住宅購入、中古住宅購入後6ヶ月以内にリフォーム工事を完了した。	NO →
↓ YES	
・住まいを購入した住宅の権利に関する登記を行い、自分の持分が1/2以上ある。	NO →
↓ YES	
・住まいを購入した住居に居住するために、転入、又は転居の手続きを行った。	NO →
↓ YES	
・世帯員の中に、市区町民税を滞納している者がいない。	NO →
↓ YES	
・補助を受けた住居に、世帯全員で居住しており、今後7年以上多気町に住むことが出来る。	NO →
↓ YES	
補助対象者です。期限内に申請してください。	

補助の対象者とはなりません。

2. 補助金の額

		区分	補助対象経費	補助率	限度額	備考
区分	A	住宅の新築 (建替え含む)	住宅の新築をした際の建物本体価格	10/100	200万円	店舗併用住宅の場合は、補助対象経費を住居部分の面積で按分して得た額を補助の対象とする。
		中古住宅の購入 ※空き家バンクの物件も含む	中古住宅を購入する際の契約金額	ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。		
		中古住宅を購入し、リフォームを行った費用。 ※空き家バンクの物件も含む	リフォームを行った契約金額			
	B	多気町へUターンされる方	/		一律30万円	/

※補助対象経費には、消費税額は含みません

※補助金の交付は、一括交付か5年間の分割交付の選択が可能

3. 交付申請

建物の登記を行った日、又は世帯全員が、新築等を行った住宅の住所地に住所を移した日、中古住宅を購入してリフォーム工事が完了した日のいずれか遅い日から起算して、3ヶ月以内に、以下の書類を提出してください。

ただし、中古住宅を購入しリフォームする場合は、住宅購入後6ヶ月以内に完了してください。

代理人による申請や、郵送による申請も可能ですが、同一世帯以外の方を代理人とする場合は、受任者の身分を証明する書類(免許証など)を添付した委任状が必要です。また、各種証明書の取得に関しては、発行元をご確認ください。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 戸籍謄本(※本籍地にて取得可能)
- (4) 世帯全員の戸籍の附票 (※本籍地にて取得可能)
- (5) 誓約書(様式第1号の2、様式第1号の3)
- (6) 土地と建物の登記事項証明書
- (7) 新築住宅等の場合は、建築に係る契約の写し
中古住宅購入の場合は、売買契約の写し
中古住宅を購入し、リフォーム工事を行った場合は、リフォーム工事に係る契約書の写しとリフォーム箇所の工事前と工事後の写真
- (8) 住宅の全景写真(撮影位置を変えて2枚)
- (9) 対象経費にかかる領収書、又は銀行振込控えの写し(支払ったことがわかる書類の写し)
- (10) 世帯全員の納税証明書、もしくは非課税証明書(完納証明書)
- (11) 振込先口座が確認できる書類(口座の写し等)

4. 補助金の請求

町において申請書類を審査し、補助金の交付を決定した場合は、「交付決定及び額の確定通知書」を送付いたします。

「補助金交付請求書(様式第4号)」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、交付しないことを決定した場合は、その理由を記載した「不交付決定通知書」を送付します。

- (1) 補助金の請求を一括請求か5年間の分割請求の選択が可能

※この補助金については一時所得として取り扱われる為、50万円を超える場合は超える部分の1/2が課税対象となります。詳しくは税務署又は、税務課でご確認下さい。

5. 補助金交付までの流れ

